（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置）

第二条　特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から平成三十二年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費（同号トに規定する公債の償還金を除く。）に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

（手持品課税等）

第三条及び第四条　削除

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第五条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる」を「が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第二項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（清算所得に対する法人税に関する経過措置）

第二十九条の二　十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であって、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第百二十九条第一項、第百三十五条及び第百三十七条の規定の適用については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第六十二条　国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の七から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

第六十七条第一号中「第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二」に、「又はこれら」を「又は同条」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則第一条第三号ニ中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第五号に次のように加える。

ナ　第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

附則第九十三条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条の二　第二十三条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第一項第二号に定める者（同条第二項の規定により同号ロに掲げる者に含まれるものとされる者を含む。）に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に法人に対して行った旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）及び同条第三項又は第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日前に行った同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

第八条及び第九条　削除

（平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律の一部改正）

第十条　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第一項から第三項まで」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の二の改正規定及び同法附則第三十二条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第二条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第三条のうち私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

（復興施策に必要な財源の確保等についての見直し）

第十二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。